

吉川市国土強靱化地域計画

令和4年3月

吉川市

<目次>

内容

第1章 強靱化の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 基本目標	2
第2章 本市の地域特性	3
1. 位置・地形	3
2. 気候	3
3. 人口	4
第3章 想定される大規模自然災害	5
1. 地震	6
2. 洪水	7
3. 竜巻	7
第4章 脆弱性評価	8
1. 脆弱性評価の考え方	8
2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	8
3. 脆弱性の評価・分析	10
4. 評価の結果	10
第5章 強靱化に向けた施策の推進方針	11
1. 施策分野の設定	11
2. 施策分野ごとの施策推進方針	11
3. 施策分野とリスクシナリオの関係	24
第6章 計画の推進	26
1. 施策の重点化	26
2. 計画の推進管理	27
3. 計画の見直し	27

【別表1】脆弱性評価結果

【別表2】事業一覧

第1章 強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成26年6月に国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められました。

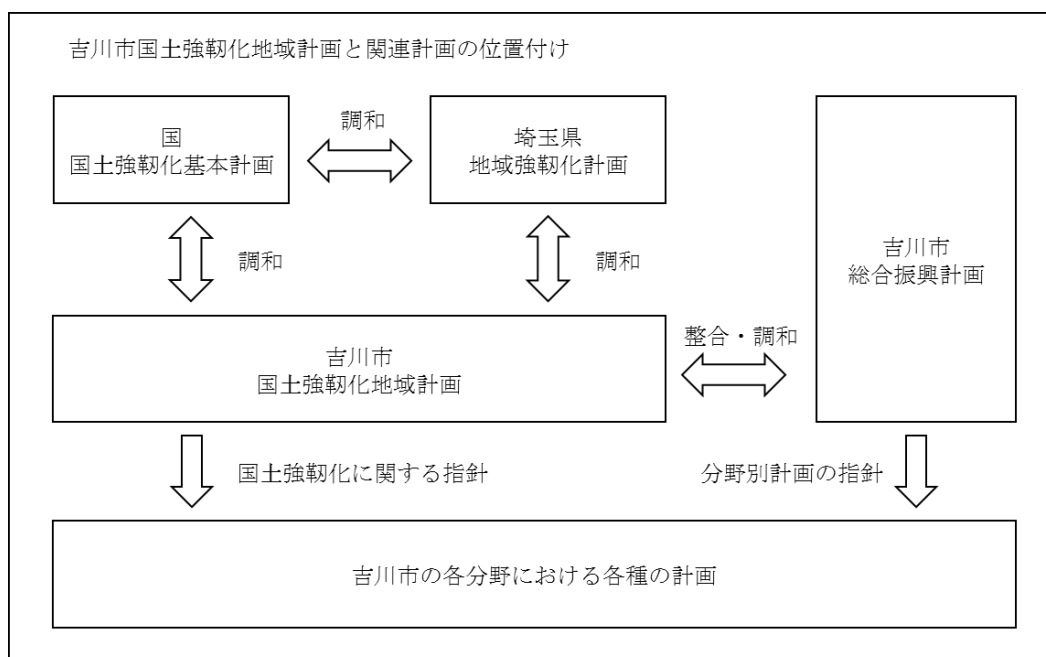
基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。

本市においても、過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全と安心を守るため、「吉川市国土強靱化地域計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

また、本計画は、国の国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画と調和を保つとともに、本市の最上位計画である「吉川市総合振興計画」との調和・整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの概ね5年間の計画とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 基本目標

国の基本計画及び埼玉県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次の通り設定します。

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第2章 本市の地域特性

1. 位置・地形

吉川市は埼玉県南東部に位置し、東は江戸川をはさんで千葉県野田市・流山市、西は中川をはさんで越谷市・草加市、南は三郷市、そして北は松伏町に接しています。

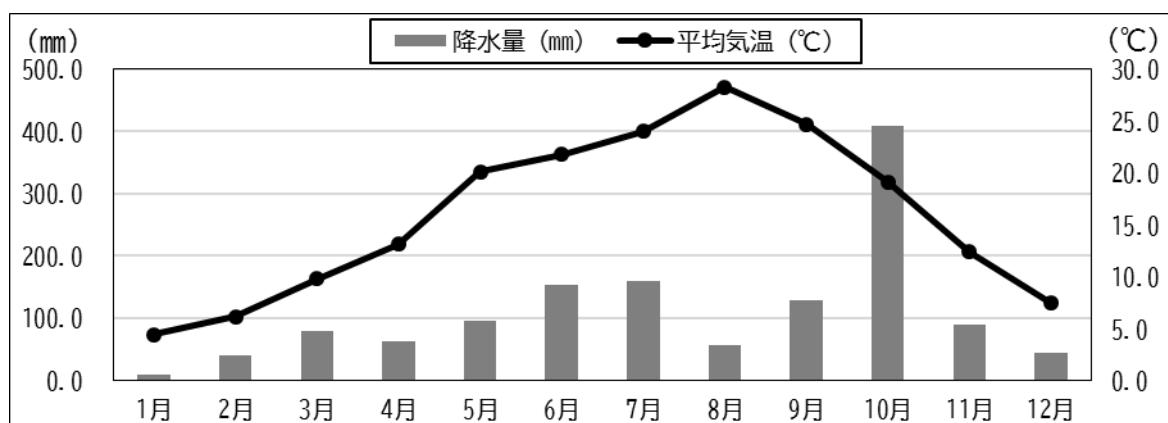
地形的には、東に江戸川、西に中川が流れ、海拔3～4m程度の平坦な沖積低地であり、自然堤防と後背湿地で構成されています。

2. 気候

吉川市の気候は太平洋側気候に属し、令和元年の平均気温は16.0℃、年間降水量は1,324.5mm程度となっています。

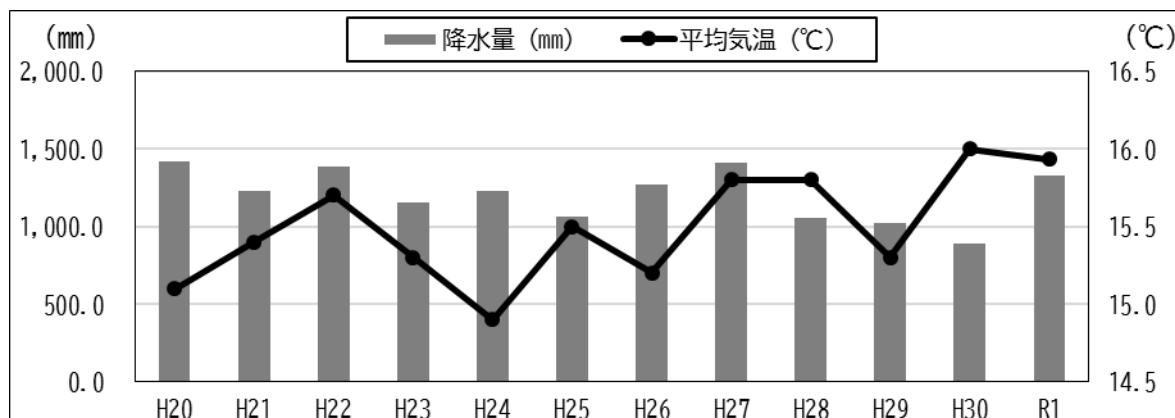
近年の年間降水量は、800mm～1,500mm前後で推移しています。また、平均気温は15.0℃前後となっています。

【図：令和元年月別平均気温及び月別降水量】



資料：吉川松伏消防組合

【図：年平均気温及び年間降水量の推移】



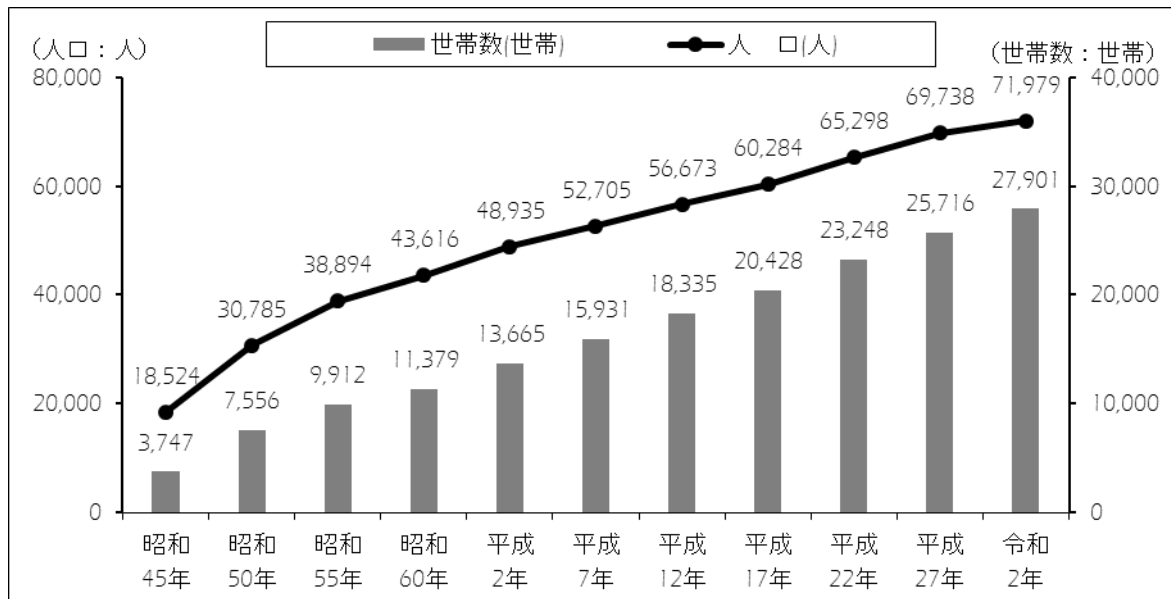
資料：吉川松伏消防組合

3. 人口

国勢調査による人口・世帯数の推移をみると、JR武蔵野線の開通や吉川団地の整備等により、昭和45年から昭和50年にかけて大幅に人口・世帯数が増加しました。昭和50年以降も計画的な土地区画整理事業などにより、人口・世帯数の増加傾向は続き、令和2年国勢調査によると、人口は71,979人、世帯数は27,901世帯となっています。

世帯人員については、核家族化の進展により減少傾向で推移しており、平成17年以降は3人を下回り、令和2年度の世帯人員は2.58人となっています。

【図：吉川市の人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査

第3章 想定される大規模自然災害

本計画では、過去に市内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る発生確率・被害想定、埼玉県地域強靱化計画等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される以下の大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害	災害の規模
地震	・ 東京湾北部地震 ・ 茨城県南部地震
洪水	・ 利根川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	・ 国内最大級（F3クラス）の発生

1. 地震

埼玉県が平成26年3月に公表した「埼玉県地震被害想定調査報告書」では、5つの地震を想定して、人的・物的被害の推計を行っています。

本計画で想定する震災については、地震発生の切迫性が高く、また、県において想定した5つの地震の中で本市に大きな被害をもたらすと考えられている「東京湾北部地震（最大震度6弱）」と「茨城県南部地震（最大震度6弱）」が発生した場合とします。

□想定地震の一覧

想定地震		マグニチュード	吉川市の最大震度	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	6弱	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	6弱	※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	6弱	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	6弱	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	5弱	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」埼玉県

□想定地震の断層位置図



出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」埼玉県

2. 洪水

本市に甚大な被害をもたらした風水害は、昭和22年9月のカスリーン台風による水害で、県南東部では、台風による降雨量は多くありませんでしたが、利根川上流域では、豪雨となり、多くの河川で増水し、利根川においては、北埼玉郡東村（現・加須市）新川通地先で右岸堤防が幅約340mにわたり決壊し、決壊後、約2日目に本市のほぼ全域が浸水しました。

また、本市では、国管理河川の利根川、江戸川、中川、荒川、県管理河川の中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川において浸水想定区域に指定されています。中でも、利根川が氾濫した場合には、市域の多くが3～5mの浸水深となり、1～2週間程度の期間、浸水が継続することが想定され、大きな被害が生じることが想定されます。

3. 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴います。直径は数十から数百メートルで数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴があります。

竜巻は、発現時間が短く、空間的に小規模であることから、発生の有無、発生場所や時間を高い精度で予測することは、現在のところ困難ですが、市内でも竜巻は発生する可能性があります。

また、国内では、竜巻の強さを6段階で表す藤田スケール（F0～F5の6段階）で、F4以上の竜巻が観測されていないことから、本計画においては国内最大級と言われる「F3」クラスの竜巻が発生した場合とします。

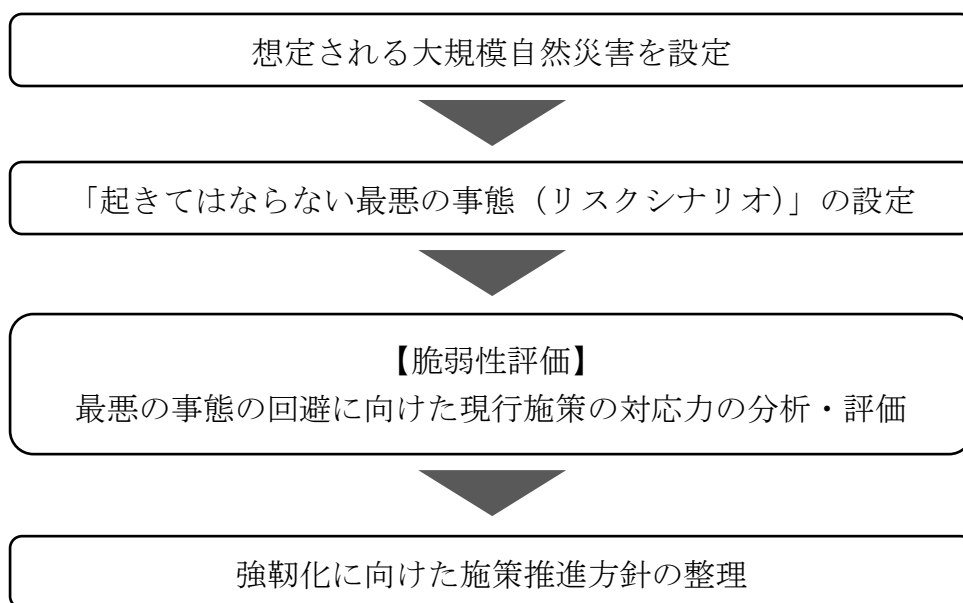
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本第9条第5号）、国の基本計画においても、基本法第17条第1項の規定に基づき、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が定められています。

本市においても、想定する大規模自然災害に対して、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、脆弱性を評価します。

<脆弱性評価の流れ>



2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

本計画は、国の国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

○「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	旅客・貨物の輸送が長期間停止する事態
		3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態
		3-4	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
		4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

3. 脆弱性の評価・分析

29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる現行の施策の取組状況や課題について、分析・評価を行いました。

4. 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりです。

第5章 強靱化に向けた施策の推進方針

1. 施策分野の設定

脆弱性の評価・分析を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、取組に必要な施策分野を以下のとおり整理しました。

個別施策分野	1	行政機能（消防含む）
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

2. 施策分野ごとの施策推進方針

上記の16の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示します。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものですが、それぞれの分野間には相互に依存関係があります。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担の下、各部署等が連携して取り組むことで、施策の実効性・効率性が確保されるように努めます。

1. 行政機能（消防含む）

○消防体制の充実

（リスクシナリオ1-1、1-2、1-4、1-5、2-1）

複雑化・多様化する災害に備えて、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図ります。また、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、消防力を強化します。

○消防施設・消防資機材等の整備

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、7-1)

複雑化・多様化する災害に備えて、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入を検討します。また、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理を推進します。

○消防指令業務の広域化

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、7-1)

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を推進します。

○消防団の充実・体制強化

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、2-1、7-1、8-5)

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図ります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図ります。

○災害用備蓄物資の確保

(リスクシナリオ 5-1)

大規模災害時には、食料や日用品、燃料等の輸送に支障をきたすほか、食料品などの入手が困難な状況になることが想定されるため、食料や飲料水などを備蓄します。

○災害時応援協定の締結促進

(リスクシナリオ 5-1)

食料や飲料水、生活必需品等の物資について、民間事業者との調達協定を促進し、円滑に確保できる体制を整備します。

○避難所における非常用電源の確保

(リスクシナリオ 5-2)

災害時において、避難所での電源を確保するため、非常用発電機や蓄電池などの物資を備えます。

○業務継続体制の強化

(リスクシナリオ 4-2)

市役所自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急対応や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ体制を整えます。

○避難所機能の確保・強化

(リスクシナリオ 5-5)

大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、より多くの避難所を開設するとともに、民間施設の避難所利用のほか、避難所生活に配慮が必要な障がい者や高齢者のための福祉避難所を確保します。

○避難所の感染症対策と環境整備

(リスクシナリオ 5-5)

災害時に避難所となる施設においては、感染症対策を踏まえるとともに、生活環境を良好に保つための整備を行います。

○復旧工事に係る建設業協会との連携強化

(リスクシナリオ 8-6)

災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、吉川市建設業協会との連携を図ります。

○災害ボランティアの受入れ体制等の強化

(リスクシナリオ 8-6)

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、吉川市社会福祉協議会との連携を図ります。

○ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

(リスクシナリオ 1-3、7-2、8-5)

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進します。

2. 住宅・都市

○防火対策の推進

(リスクシナリオ 1-1、7-1)

放火されない環境づくりや、市民の火災予防知識の普及啓発を推進するほか、火災の危険等を考慮した計画的な査察による効率的な立ち入り検査を行うなど、火災予防対策を推進します。

○公園の防災等機能の確保

(リスクシナリオ 1-1、7-1)

公園は、火災や震災時における地域の一時的な避難場所や防災・減災活動拠点となるほか、市街地においては、延焼防止にも有効となります。災害時に十分な機能を果たせるように防災・減災設備の充実に努めるほか、公園・生産緑地等のオープンスペースの確保に努めます。

○公園施設（遊具等）の維持管理

（リスクシナリオ 1-2）

遊具等の公園施設の老朽化等による倒壊を防止するため、修繕等の適正な維持管理を行います。また、危険性の高い施設については、必要に応じて入れ替えや撤去を検討します。

○街路樹等の維持管理

（リスクシナリオ 3-1）

街路樹の老木化等による倒壊を防止するため、適正な維持管理を行います。また、倒壊等の恐れのある樹木は適宜伐採等を行います。

○延焼対策

（リスクシナリオ 1-1、2-1、7-1）

火災時における延焼被害の軽減を図るため、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、建築物の不燃化・難燃化の促進を図ります。

○既成市街地の防災性の向上

（リスクシナリオ 1-1、2-1、7-1）

土地区画整理事業等による面的整備が行われていない既成市街地については、木造住宅が密集していることから、火災時の延焼拡大を防止するため、幅員の狭い生活道路の拡幅整備やポケットパーク等の公共空間の確保に努めるとともに、建築物の不燃化・難燃化や耐震化の促進を図ります。

○空家対策の促進

（リスクシナリオ 1-1、1-2、3-1、7-1、8-1、8-3）

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制します。

○住宅・市有建築物の耐震化

（リスクシナリオ 1-2、2-1、3-1、8-1、8-3）

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図ります。

○避難所等の耐震化

（リスクシナリオ 1-2）

避難所や避難場所として指定している公共施設については、市民の生命や被災者の生活を支える上で重要な施設であることから、耐震性の向上を図るとともに防災・減災機能の強化に努めます。

○危険なブロック塀等の改修

(リスクシナリオ 1-2、3-1、8-1、8-3)

震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性のある既存のブロック塀に対する改修指導を行うなど、安全化の促進を図るとともに、垣・柵については、生垣化やフェンス等の設置の促進を図ります。

○防犯灯や防犯カメラの設置促進

(リスクシナリオ 4-1)

防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めるとともに、駅前広場や公園等への防犯カメラ設置の推進を図ります。

○水防センターの整備

(リスクシナリオ 1-3)

江戸川河川防災ステーションの整備に合わせ、水防センターの整備を進めます。

《指標》

防火対象物等の査察による違反是正率 58.0% (R2) →70.0% (R8)

火災による年間死傷者数(自損行為を除く) 0人 (R2) →0人 (R8)

住宅の耐震化率 91.0% (R2) →95.0% (R7)

3. 保健医療

○医療提供体制の整備

(リスクシナリオ 2-2)

災害時の医療提供体制の整備等について、吉川松伏医師会等と連携を図ります。

○医薬品等の確保

(リスクシナリオ 2-2)

災害時の医薬品の確保について、吉川薬剤師会と連携を図ります。

4. 福祉

○家具固定の促進

(リスクシナリオ 1-2)

地震等から生命及び財産を守る一助として、高齢者のみで構成される世帯等で、家具に転倒防止器具等を自身で取り付けることができない世帯に対し、取付を支援します。

○要配慮者利用施設の避難確保

(リスクシナリオ 1-3、1-5、2-1)

要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

○児童福祉施設の耐震化

(リスクシナリオ 1-2)

児童福祉施設について、児童や職員の安全・安心を守るため、施設の耐震性の向上を図るとともに、防災・減災機能の強化に努めます。

○ストーマ用具の確保

(リスクシナリオ 2-1)

災害時のストーマ用具の確保について、埼玉県や備蓄店と連携を図ります。

○要配慮者の状態にあわせた支援の確保

(リスクシナリオ 2-1、2-2)

人工透析治療者や酸素吸入器具利用者に対する配慮など、障がいの内容に応じた必要な支援に努めます。

5. エネルギー

○自立したエネルギーの確保

(リスクシナリオ 5-2)

災害時においては、電力供給が途絶えることが想定されるため、太陽光発電設備など自立したエネルギーシステムの普及促進を図ります。

○次世代自動車の普及

(リスクシナリオ 5-1)

EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備、次世代自動車などエネルギーに配慮した車両の整備を推進します。

○民間事業者との連携による燃料の確保

(リスクシナリオ 5-2)

応急対策業務で必要となる燃料を確保するため、石油業組合の協力が得られる体制を整備します。

○LP ガスの確保

(リスクシナリオ 5-2)

災害時において、避難所で必要となる LP ガスを確保するため、LP ガス協会の協力が得られる体制を整備します。

6. 情報通信

○情報システムの強化、情報資産の確保

(リスクシナリオ 3-3)

停電や情報機器等の不測の事態を想定し、無停電電源装置の設置や情報システムの冗長化を図ることにより、業務継続性の確保を図ります。また、災害時の情報システムの機能確保に向けて、データのバックアップを図るとともに、クラウドサービスの利用等を検討します。

○非常通信手段の確保

(リスクシナリオ 3-3)

大規模災害時には通信インフラが麻痺・機能停止する恐れがあるため、防災中枢拠点と防災地区拠点、指定避難所等の間で非常通信手段の確保を図ります。

○災害情報の共有と市民への適切な提供

(リスクシナリオ 1-2、1-3、1-5、2-1、3-4)

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行います。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図ります。

7. 産業

○企業における事業継続計画（BCP）等の策定

(リスクシナリオ 6-1)

各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を促進します。

8. 交通

○避難路・輸送路確保のための道路整備

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、2-1、3-1、7-1)

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図ります。

○道路の維持管理の充実

(リスクシナリオ 1-2、2-1、3-1、3-2、5-1、6-1、8-2)

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図ります。

○道路空間の安全性の確保

(リスクシナリオ 3-1)

電柱倒壊による道路閉塞を予防し、緊急車両が支障なく通行することが出来るように、緊急輸送路の無電柱化を検討します。また、倒壊等の恐れのある樹木は適宜伐採等を行います。

○帰宅困難者対策の強化

(リスクシナリオ 3-2)

大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者などが帰宅困難になることが想定されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化を図ります。

《指標》

都市計画道路整備率（整備済延長／都市計画決定延長）	74.0% (R3) →83.9% (R8)
橋梁長寿命化実施率	14.0% (R3) →17.0% (R8)

9. 農業

○農業基盤の整備

(リスクシナリオ 6-1、8-4)

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備の推進を図ります。

○安定した営農環境の維持・確保

(リスクシナリオ 6-1、8-4)

災害時においても、効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農業者等の担い手の育成を図ります。また、地域の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援、スマート農業の推進による農作業の効率化や省力化を検討します。

《指標》

農業担い手による農地利用の集積・集約面積（農用地利用権設定面積）

111.2ha（R2）→130.0ha（R8）

10. 国土保全

○河川の整備促進

（リスクシナリオ 1-3、2-1、6-1、7-2、8-2、8-3、8-5）

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進します。

○雨水処理施設の整備促進

（リスクシナリオ 1-3、2-1、6-1、7-2、8-2、8-3、8-5）

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図ります。

○雨水処理施設管理の充実

（リスクシナリオ 1-3、2-1、6-1、7-2、8-2、8-3、8-5）

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図ります。

11. ライフライン

○水道施設の長寿命化と耐震化

（リスクシナリオ 2-3、5-3）

水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、水道ビジョンに基づき、施設更新を行うとともに計画的に点検・修繕を行い、長寿命化と耐震化を図ります。

○水の安定供給の実施

（リスクシナリオ 5-3）

大規模災害時に断水が発生した場合、応急給水対応のほか、日本水道協会への応急給水協力要請や災害復旧工事など、早期に応急対策を図ります。

○下水道施設の長寿命化と耐震化

(リスクシナリオ 2-3、5-4)

下水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、経営戦略に基づき、施設や設備の整備を図るとともに計画的に修繕・更新等を行い、長寿命化と耐震化を図ります。

○マンホール浮上防止対策

(リスクシナリオ 1-3)

大規模災害時に、マンホールの浮き上がりによって道路交通や下水の排水機能に障害が発生することを防ぐため、マンホールの浮上防止対策を推進します。

○農業集落排水施設の機能維持と長寿命化

(リスクシナリオ 2-3、5-4)

農業集落排水処理施設については、災害時においてもその機能を維持するため、建物や施設の耐震化を図りつつ、機能診断を実施し、適切な維持修繕を施すなど、長寿命化を図ります。

○合併処理浄化槽への転換促進

(リスクシナリオ 5-4)

大規模災害時においても、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。

○し尿処理体制の整備

(リスクシナリオ 5-4)

関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿の処理体制を整備します。

○仮設トイレ等の確保

(リスクシナリオ 2-3、5-4、5-5)

大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなる恐れがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を図ります。

《指標》

石綿管布設替えの進捗率 77.8% (R2) →88.0% (R8)

水道管の耐震管割合 42.0% (R2) →44.0% (R8)

公共下水道水洗化率 96.5% (R2) →96.6% (R8)

汚水管渠の総延長 195,628m (R3) →202,299m (R8)

浄化槽法第11条検査受検率 16.6% (R2) →30.0% (R8)

12. 教育

○学校の災害対応力の向上

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、2-1、7-1)

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めます。

○防災・減災知識の普及啓発

(リスクシナリオ 1-2、1-3、1-5、2-1)

災害時における被害の軽減を図るため、防災・減災知識の普及啓発や教育等を推進し、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力の向上を図ります。

○災害に対する市民意識の向上

(リスクシナリオ 5-1)

3日以上の水食料等の備蓄など、平常時からの防災・減災に対する市民の意識の向上を図ります。

13. 土地利用

○生産緑地及び特定生産緑地の指定

(リスクシナリオ 1-1、7-1)

生産緑地は、市街地において、延焼防止に有効となることから、生産緑地の再指定の促進を図るなど、オープンスペースの確保に努めます。

14. 環境

○有害物質等の流出対策の確実な実施

(リスクシナリオ 7-3)

有害物質等の公共用水域への流出や、地下への浸透、大気中への放出を防止するため、有害物質を取り扱う施設については、県と連携し、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図ります。

○災害廃棄物処理体制の整備

(リスクシナリオ 8-1)

大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備します。

○災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化

(リスクシナリオ 8-1)

大規模災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等に係る協力体制の強化を図ります。

15. 地域づくり・リスクコミュニケーション

○住宅用火災警報器等の普及

(リスクシナリオ 1-1)

火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器や防災製品等の普及促進を図ります。

○自主防災組織の育成・強化

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-5、2-1、7-1、8-5)

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図ります。

○一時避難場所の確保

(リスクシナリオ 1-3)

洪水時における市民等の避難場所を確保するため、中高層建築物等を所有する民間企業等と応援協定を締結し、洪水時における一時避難場所の確保に努めます。

○避難所運営体制の整備

(リスクシナリオ 5-5)

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備します。

○災害時避難行動要支援者の避難確保

(リスクシナリオ 1-3、1-5、2-1)

災害時避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、個別計画の作成を進めます。

○減災リーダーの育成

(リスクシナリオ 5-5)

災害が発生した場合に的確に対処できるような基礎知識を身に付けた減災リーダーを育成します。

○応急手当の普及啓発の更なる推進

(リスクシナリオ 2-1)

大規模災害時には、負傷者数に対して消防力が不足するため、市民が適切な初期の救命処置を行えるよう普通救命講習会等を開催し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、AED(自動体外式除細動器)の普及促進と設置個所の周知を図ります。

○防犯体制の充実

(リスクシナリオ 4-1)

犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察等の関係機関との連携を強化し、防犯活動を推進するとともに、犯罪から子どもを守るため、子ども110番の家の設置の促進や市民への啓発を行います。また、新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の充実に努めます。

○防犯意識の高揚

(リスクシナリオ 4-1)

街頭キャンペーンをはじめ広報や登録制メール等を通じて、防犯意識の高揚を図ります。

《指標》

自主防災組織率 88.91% (R2) →94.0% (R8)

自主防災会の訓練実施率 40.67% (R1) →60.0% (R8)

人口千人当たりの市内で発生した犯罪認知件数 6.55件 (R2) →5.57件 (R8)

16. 老朽化対策

○公共施設等の総合的な管理

(リスクシナリオ 1-2)

公共施設やインフラについては、総合的かつ効率的に管理・運用するため、公共施設等総合管理計画や個別施設の長寿命化計画に基づき、計画的な管理を進めるとともに、長寿命化を図ります。また、公共施設における改修等に当たっては、バリアフリー化や省エネルギー化、耐震性・耐久性・防災機能の強化等の検討を行い、公共施設に求められる基本的な性能の向上を図ります。

3. 施策分野とリスクシナリオの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境	地域づくり・コミュニケーション	老朽化対策
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○					○				○	○		○	
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○	○	○		○		○				○			○	○
1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○			○	○		○		○	○	○			○	
1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○														
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○			○	○		○				○			○	
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	○		○	○		○		○		○			○	
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○	○											
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態										○					
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○					○								
3-2	旅客・貨物の輸送が長期間停止する事態							○								
3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態					○										
3-4	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態					○										
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態		○												○	
4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○														

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境	地域づくり・コミュニケーション	老朽化対策
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○				○			○				○				
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	○				○											
5-3	給水停止が長期化する事態											○					
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態											○					
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○										○				○	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態								○	○	○	○					
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○										○	○		○	
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	○										○					
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態														○		
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態		○												○		
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態								○		○						
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○								○						
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態										○						
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	○									○					○	
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	○															

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

本計画では、第4章「脆弱性評価」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとします。脆弱性評価の結果から、事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本市の取組状況を踏まえ、重点化すべき「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

重点化した分野においては、それらに関連する各事業や取組について、一層推進するものとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

2. 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進にあたっては、所管部署を中心に、国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する PDCA サイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていきます。

3. 計画の見直し

本計画は、吉川市総合振興計画と整合を図りつつ、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととします。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととします。なお、施策推進方針を達成するための具体的な個別事業については、「吉川市国土強靱化地域計画事業一覧」（別表 2）に整理します。

また、本計画は、吉川市における国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正を行うものとします。

【別表 1】脆弱性評価結果

1. 被害の発生抑制により人命を保護する

1-1) 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 消防体制の充実

複雑化・多様化する災害に備えるため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図るほか、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、更なる消防力の強化を図る必要があります。

■ 消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■ 消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

■ 消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■ 防火対策の推進

放火されない環境づくりや、市民の火災予防知識の普及啓発を推進するほか、火災の危険等を考慮した計画的な査察による効率的な立ち入り検査を行うなど、火災予防対策の推進を図る必要があります。

■ 住宅用火災警報器等の普及

火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器や防災製品等の普及促進を図る必要があります。

■ 避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■公園の防災等機能の確保

公園は、火災や震災時における地域の一時的な避難場所や防災・減災活動拠点となるほか、市街地においては、延焼防止にも有効となります。災害時に十分な機能を果たせるように防災・減災設備の充実に努めるほか、公園・生産緑地等のオープンスペースの確保に努める必要があります。

■生産緑地及び特定生産緑地の指定

生産緑地は、市街地において、延焼防止に有効となることから、生産緑地の再指定の促進を図るなど、オープンスペースの確保に努める必要があります。

■延焼対策

火災時における延焼被害の軽減を図るため、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、建築物の不燃化・難燃化の促進を図る必要があります。

■既成市街地の防災性の向上

土地区画整理事業等による面的整備が行われていない既成市街地については、木造住宅が密集していることから、火災時の延焼拡大を防止するため、幅員の狭い生活道路の拡幅整備やポケットパーク等の公共空間の確保に努めるとともに、建築物の不燃化・難燃化や耐震化の促進を図る必要があります。

■自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

■学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実にともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

1-2) 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

■ 公共施設等の総合的な管理

公共施設やインフラについては、総合的かつ効率的に管理・運用するため、公共施設等総合管理計画や個別施設の長寿命化計画に基づき、計画的な管理を進めるとともに、長寿命化を図る必要があります。また、公共施設における改修等に当たっては、バリアフリー化や省エネルギー化、耐震性・耐久性・防災機能の強化等の検討を行い、公共施設に求められる基本的な性能の向上を図る必要があります。

■ 住宅・市有建築物の耐震化

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図る必要があります。

■ 避難所等の耐震化

避難所や避難場所として指定している公共施設については、市民の生命や被災者の生活を支える上で重要な施設であることから、耐震性の向上を図るとともに防災・減災機能の強化に努める必要があります。

■ 児童福祉施設の耐震化

児童福祉施設について、児童や職員の安全・安心を守るため、施設の耐震性の向上を図るとともに、防災・減災機能の強化に努める必要があります。

■ 避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■ 道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

■ 消防体制の充実

複雑化・多様化する災害に備えるため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図るほか、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、更なる消防力の強化を図る必要があります。

■ 消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

■消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■危険なブロック塀等の改修

震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性のある既存のブロック塀に対する改修指導を行うなど、安全化の促進を図るとともに、垣・柵については、生垣化やフェンス等の設置の促進を図る必要があります。

■公園施設（遊具等）の維持管理

遊具等の公園施設については、老朽化の進行等により倒壊の恐れが高まることから、適切な維持管理を図る必要があります。

■家具固定の促進

地震の被害を軽減するため、家具転倒防止対策など、平常時からの防災・減災に対する市民の意識の向上を図る必要があります。

■空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

■学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

■ 防災・減災知識の普及啓発

災害時における被害の軽減を図るため、防災・減災知識の普及啓発や教育等を推進し、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力の向上を図る必要があります。

■ 災害情報の共有と市民への適切な提供

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要があります。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図る必要があります。

1-3) 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■ 雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■ 雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■ マンホール浮上防止対策

大規模災害時に、マンホールの浮き上がりによって道路交通や下水の排水機能に障害が発生することを防ぐため、マンホールの浮上防止対策を推進する必要があります。

■ 一時避難場所の確保

洪水時における市民等の避難場所を確保するため、中高層建築物等を所有する民間企業等と応援協定を締結し、洪水時における一時避難場所の確保に努める必要があります。

■ 避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■ 消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■ 自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■ 災害情報の共有と市民への適切な提供

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要があります。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図る必要があります。

■ 学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

■ 防災・減災知識の普及啓発

災害時における被害の軽減を図るため、防災・減災知識の普及啓発や教育等を推進し、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力の向上を図る必要があります。

■ 要配慮者利用施設の避難確保

要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

■ 災害時避難行動要支援者の避難確保

災害時避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、個別計画の作成を進める必要があります。

■ 水防センターの整備

江戸川河川防災ステーションの整備に合わせ、水防センターの整備を進める必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

1-4) 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■消防体制の充実

複雑化・多様化する災害に備えるため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図るほか、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、更なる消防力の強化を図る必要があります。

■消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

1-5) 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

■消防体制の充実

複雑化・多様化する災害に備えるため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図るほか、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、更なる消防力の強化を図る必要があります。

■消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

■ 消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■ 災害情報の共有と市民への適切な提供

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要があります。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図る必要があります。

■ 避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■ 自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■ 学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

■ 防災・減災知識の普及啓発

災害時における被害の軽減を図るため、防災・減災知識の普及啓発や教育等を推進し、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力の向上を図る必要があります。

■ 要配慮者利用施設の避難確保

要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

■ 災害時避難行動要支援者の避難確保

災害時避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、個別計画の作成を進める必要があります。

2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1) 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

■ 消防体制の充実

複雑化・多様化する災害に備えるため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図るほか、広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図るなど、更なる消防力の強化を図る必要があります。

■ 消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■ 消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

■ 消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■ 自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■ 災害情報の共有と市民への適切な提供

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要があります。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図る必要があります。

■ 避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

■河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■延焼対策

火災時における延焼被害の軽減を図るため、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、建築物の不燃化・難燃化の促進を図る必要があります。

■既成市街地の防災性の向上

土地区画整理事業等による面的整備が行われていない既成市街地については、木造住宅が密集していることから、火災時の延焼拡大を防止するため、幅員の狭い生活道路の拡幅整備やポケットパーク等の公共空間の確保に努めるとともに、建築物の不燃化・難燃化や耐震化の促進を図る必要があります。

■住宅・市有建築物の耐震化

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図る必要があります。

■要配慮者利用施設の避難確保

要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

■災害時避難行動要支援者の避難確保

災害時避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、個別計画の作成を進める必要があります。

■学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

■防災・減災知識の普及啓発

災害時における被害の軽減を図るため、防災・減災知識の普及啓発や教育等を推進し、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力の向上を図る必要があります。

■応急手当の普及啓発の更なる推進

大規模災害時には、負傷者数に対して消防力が不足するため、市民が適切な初期の救命処置を行えるよう普通救命講習会等を開催し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、AED（自動体外式除細動器）の普及促進と設置個所の周知を図る必要があります。

■ストーマ用具の確保

災害時のストーマ用具の確保について、埼玉県や備蓄店と連携を図る必要があります。

■要配慮者の状態にあわせた支援の確保

人工透析治療者や酸素吸入器具利用者に対する配慮など、障がいの内容に応じた必要な支援に努める必要があります。

2-2) 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

■医療提供体制の整備

災害時の医療提供体制の整備等について、吉川松伏医師会等と連携を図る必要があります。

■医薬品等の確保

災害時の医薬品の確保について、吉川薬剤師会と連携を図る必要があります。

■要配慮者の状態にあわせた支援の確保

人工透析治療者や酸素吸入器具利用者に対する配慮など、障がいの内容に応じた必要な支援に努める必要があります。

2-3) ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

■水道施設の長寿命化と耐震化

水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、水道ビジョンに基づき、施設更新を行うとともに計画的に点検・修繕を行い、長寿命化と耐震化を図る必要があります。

■下水道施設の長寿命化と耐震化

下水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、経営戦略に基づき、施設や設備の整備を図るとともに計画的に修繕・更新等を行い、長寿命化と耐震化を図る必要があります。

■農業集落排水施設の機能維持と長寿命化

農業集落排水処理施設については、災害時においてもその機能を維持するため、建物や施設の耐震化を図りつつ、機能診断を実施し、適切な維持修繕を施すなど、長寿命化を図る必要があります。

■仮設トイレ等の確保

大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなる恐れがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を図る必要があります。

3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1) 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

■住宅・市有建築物の耐震化

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図る必要があります。

■避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

■道路空間の安全性の確保

電柱倒壊による道路閉塞を予防し、緊急車両が支障なく通行することが出来るように、緊急輸送路の無電柱化を検討する必要があります。また、倒壊等の恐れのある樹木は適宜伐採等を行う必要があります。

■危険なブロック塀等の改修

震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性のある既存のブロック塀に対する改修指導を行うなど、安全化の促進を図るとともに、垣・柵については、生垣化やフェンス等の設置の促進を図る必要があります。

■空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

■街路樹等の維持管理

街路樹の老木化等による倒壊を防止するため、適正な維持管理を行う必要があります。また、倒壊等の恐れのある樹木は適宜伐採等を行う必要があります。

3-2) 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

■帰宅困難者対策の強化

大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者などが帰宅困難になることが想定されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化が必要となります。

■道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

3-3) 情報通信が輻輳・途絶する事態

■情報システムの強化、情報資産の確保

停電や情報機器等の不測の事態を想定し、無停電電源装置の設置や情報システムの冗長化を図ることにより、業務継続性の確保を図る必要があります。また、災害時の情報システムの機能確保に向けて、データのバックアップを図るとともに、クラウドサービスの利用等を検討する必要があります。

■非常通信手段の確保

大規模災害時には通信インフラが麻痺・機能停止する恐れがあるため、防災中枢拠点と防災地区拠点、指定避難所等の間で非常通信手段の確保を図る必要があります。

3-4) 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

■ 災害情報の共有と市民への適切な提供

市民へ防災上の重要な情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、防災行政無線や、メール、SNS、ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要があります。また、災害時における情報伝達手段の多様化の促進を図る必要があります。

4. 必要不可欠な行政機能を確保する

4-1) 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

■ 防犯体制の充実

犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察等の関係機関との連携を強化し、防犯活動を推進するとともに、犯罪から子どもを守るため、子ども110番の家の設置の促進や市民への啓発を行う必要があります。また、新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の充実に努める必要があります。

■ 防犯意識の高揚

街頭キャンペーンをはじめ広報や登録制メール等を通じて、防犯意識の高揚を図る必要があります。

■ 防犯灯や防犯カメラの設置促進

防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めるとともに、駅前広場や公園等への防犯カメラ設置の推進を図る必要があります。

4-2) 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

■ 業務継続体制の強化

市役所自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急対応や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ体制を整えておく必要があります。

5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

5-1) 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

■ 災害用備蓄物資の確保

大規模災害時には、食料や日用品等の輸送に支障をきたすほか、食料品などの入手が困難な状況になることが想定されるため、食料や飲料水などを備蓄しておく必要があります。

■ 災害時応援協定の締結促進

食料や飲料水、生活必需品等の物資について、民間事業者との調達協定を促進し、円滑に確保できる体制を整備する必要があります。

■ 道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

■ 災害に対する市民意識の向上

3日以上の水食料等の備蓄など、平常時からの防災・減災に対する市民の意識の向上を図る必要があります。

■ 次世代自動車の普及

EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備、次世代自動車などエネルギーに配慮した車両の整備を推進する必要があります。

5-2) 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

■ 民間事業者との連携による燃料の確保

応急対策業務で必要となる燃料を確保するため、石油業組合の協力が得られる体制を整備する必要があります。

■ LP ガスの確保

災害時において、避難所で必要となるLPガスを確保するため、LPガス協会の協力が得られる体制を整備する必要があります。

■ 避難所における非常用電源の確保

災害時において、避難所での電源を確保するため、非常用発電機や蓄電池などの物資を備えておく必要があります。

■ 自立したエネルギーの確保

災害時においては、電力供給が途絶えることが想定されるため、太陽光発電設備など自立したエネルギーシステムの普及促進を図る必要があります。

5-3) 給水停止が長期化する事態

■水道施設の長寿命化と耐震化

水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、水道ビジョンに基づき、施設更新を行うとともに計画的に点検・修繕を行い、長寿命化と耐震化を図る必要があります。

■水の安定供給の実施

大規模災害時に断水が発生した場合、応急給水対応のほか、日本水道協会への応急給水協力要請や災害復旧工事など、早期に応急対策を図る必要があります。

5-4) 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

■下水道施設の長寿命化と耐震化

下水道施設については、持続可能で安定的なサービスを提供するため、経営戦略に基づき、施設や設備の整備を図るとともに計画的に修繕・更新等を行い、長寿命化と耐震化を図る必要があります。

■農業集落排水施設の機能維持と長寿命化

農業集落排水処理施設については、災害時においてもその機能を維持するため、建物や施設の耐震化を図りつつ、機能診断を実施し、適切な維持修繕を施すなど、長寿命化を図る必要があります。

■合併処理浄化槽への転換促進

大規模災害時においても、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

■し尿処理体制の整備

関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿の処理体制を整備する必要があります。

■仮設トイレ等の確保

大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなる恐れがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を図る必要があります。

5-5) 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

■ 避難所運営体制の整備

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する必要があります。

■ 避難所機能の確保・強化

大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、より多くの避難所を開設するとともに、民間施設の避難所利用のほか、避難所生活に配慮が必要な障がい者や高齢者のための福祉避難所を確保する必要があります。

■ 避難所の感染症対策と環境整備

災害時に避難所となる施設においては、感染症対策を踏まえるとともに、生活環境を良好に保つための整備を行う必要があります。

■ 仮設トイレ等の確保

大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなる恐れがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を図る必要があります。

■ 減災リーダーの育成

災害が発生した場合に的確に対処できるような基礎知識を身に付けた減災リーダーを育成する必要があります。

6. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

6-1) 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

■ 農業基盤の整備

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備を推進する必要があります。

■ 安定した営農環境の維持・確保

災害時においても、効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農業者等の担い手の育成を図る必要があります。また、地域の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援、スマート農業の推進による農作業の効率化や省力化を検討する必要があります。

■ 企業における事業継続計画（BCP）等の策定

各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を促進する必要があります。

■道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

■河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

7. 二次災害を発生させない

7-1) 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

■消防施設・消防資機材等の整備

複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場や消防水利等の計画的な整備、消防施設の適切な維持管理の推進を図る必要があります。

■消防指令業務の広域化

消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、指令センターの共同運用に関する調査研究を進め、消防指令業務の広域化（近隣消防本部等との共同運用で指令センターを運用）を検討する必要があります。

■消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■防火対策の推進

放火されない環境づくりや、市民の火災予防知識の普及啓発を推進するほか、火災の危険等を考慮した計画的な査察による効率的な立ち入り検査を行うなど、火災予防対策の推進を図る必要があります。

■避難路・輸送路確保のための道路整備

火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線道路や駅前広場の計画的な整備を図るほか、生活道路の拡幅整備や行止まり道路等の改善を図る必要があります。

■公園の防災等機能の確保

公園は、火災や震災時における地域の一時的な避難場所や防災・減災活動拠点となるほか、市街地においては、延焼防止にも有効となります。災害時に十分な機能を果たせるように防災・減災設備の充実に努めるほか、公園・生産緑地等のオープンスペースの確保に努める必要があります。

■生産緑地及び特定生産緑地の指定

生産緑地は、市街地において、延焼防止に有効となることから、生産緑地の再指定の促進を図るなど、オープンスペースの確保に努める必要があります。

■延焼対策

火災時における延焼被害の軽減を図るため、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、建築物の不燃化・難燃化の促進を図る必要があります。

■既成市街地の防災性の向上

土地区画整理事業等による面的整備が行われていない既成市街地については、木造住宅が密集していることから、火災時の延焼拡大を防止するため、幅員の狭い生活道路の拡幅整備やポケットパーク等の公共空間の確保に努めるとともに、建築物の不燃化・難燃化や耐震化の促進を図る必要があります。

■自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

■学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。

7-2) 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

■河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

管きよ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

7-3) 危険物・有害物質等が流出する事態

■有害物質等の流出対策の確実な実施

有害物質等の公共用水域への流出や、地下への浸透、大気中への放出を防止するため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要があります。

8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1) 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

■ 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要があります。

■ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化

大規模災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等に係る協力体制の強化を図る必要があります。

■ 住宅・市有建築物の耐震化

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図る必要があります。

■ 危険なブロック塀等の改修

震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性のある既存のブロック塀に対する改修指導を行うなど、安全化の促進を図るとともに、垣・柵については、生垣化やフェンス等の設置の促進を図る必要があります。

■ 空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

8-2) 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■ 雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■ 雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■道路の維持管理の充実

既存の道路と橋りょうについては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図る必要があります。

8-3) 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

■河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■住宅・市有建築物の耐震化

震災時における建築物等の倒壊被害の軽減を図るため、建築物については、耐震化の促進を図る必要があります。

■危険なブロック塀等の改修

震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性のある既存のブロック塀に対する改修指導を行うなど、安全化の促進を図るとともに、垣・柵については、生垣化やフェンス等の設置の促進を図る必要があります。

■空家対策の促進

老朽空家の倒壊による避難路の寸断や火災の発生、拡大が想定されるため、空家の所有者等に対して適切な維持管理や利活用を促すなど、空家の発生を抑制する必要があります。

8-4) 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

■ 農業基盤の整備

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修、整備を推進する必要があります。

■ 安定した営農環境の維持・確保

災害時においても、効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農業者等の担い手の育成を図る必要があります。また、地域の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援、スマート農業の推進による農作業の効率化や省力化を検討する必要があります。

8-5) 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

■ 河川の整備促進

一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進するとともに、下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進する必要があります。

■ 雨水処理施設の整備促進

浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進するほか、開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図る必要があります。

■ 雨水処理施設管理の充実

雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めるほか、排水ポンプ等においては、計画的に更新・長寿命化を図るとともに、機能強化を図る必要があります。

■ 消防団の充実・体制強化

消防団員数が条例定数に達していないことから、消防団員の増員を図る必要があります。多様な対応ができるよう女性を含めた消防団員の加入促進を推進するとともに、装備や安全管理の充実を図る必要があります。

■ 自主防災組織の育成・強化

災害時における被害の軽減を図るためには、市民・地域・事業所等による自主的な防災・減災対策の取組みの促進と行動力が大きな役割を果たします。そのため市民等による活動が地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

■ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

管きょ、雨水貯留施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進するとともに、ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進する必要があります。

8-6) 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

■復旧工事に係る建設業協会との連携強化

災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、吉川市建設業協会との連携を図る必要があります。

■災害ボランティアの受入れ体制等の強化

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、吉川市社会福祉協議会との連携を図る必要があります。

【別表2】事業一覧

施策分野	事業名	担当部	担当課
行政機能	緊急消防援助隊設備整備費補助金対象事業	消防本部	警防課
行政機能	研修事業	消防本部	総務課
行政機能	火災予防事務事業	消防本部	予防課
行政機能	車両資器材管理事業	消防本部	警防課
行政機能	車両整備事業	消防本部	警防課
行政機能	演習訓練・応援受援事務事業	消防本部	警防課
行政機能	救急医療連携事業	消防本部	警防課
行政機能	吉川松伏消防組合負担事業	市民生活部	危機管理課
行政機能	消防団運営負担事業	市民生活部	危機管理課
行政機能	消防施設等維持管理事業	市民生活部	危機管理課
行政機能	減災対策事業	市民生活部	危機管理課
行政機能	水防体制充実事業	市民生活部	危機管理課
住宅都市	防犯灯整備事業	市民生活部	危機管理課
住宅都市	公園維持管理事業	都市整備部	道路公園課
住宅都市	既存建築物耐震改修促進事業	都市整備部	都市計画課
住宅都市	空家等対策事業	都市整備部	都市計画課
福祉	民間保育施設整備支援事業	こども福祉部	保育幼稚園課
エネルギー	再生可能エネルギー推進事業	市民生活部	環境課
エネルギー	集中管理車管理事業	総務部	財政課
情報通信	住民情報系システム事業	総務部	庶務課
情報通信	行政情報システム事業	総務部	庶務課
情報通信	防災無線整備事業	市民生活部	危機管理課
産業	商業活性化推進事業	産業振興部	商工課
産業	商工会支援事業	産業振興部	商工課
産業	工業団体支援事業	産業振興部	商工課
交通	都市計画街路整備事業	都市整備部	道路公園課
交通	まちづくり整備基準条例道路後退用地取得事業	都市整備部	道路公園課
交通	道路改良事業	都市整備部	道路公園課
交通	道路維持補修事業	都市整備部	道路公園課
交通	都市計画道路 吉川美南駅東口駅前通り線等整備事業	都市整備部	吉川美南駅周辺地域整備課
交通	橋りょう長寿命化事業	都市整備部	道路公園課
交通	橋りょう架替事業	都市整備部	道路公園課

施策分野	事業名	担当部	担当課
農業	認定農業者育成事業	産業振興部	農政課
農業	農業近代化資金利子補給事業	産業振興部	農政課
農業	新規就農総合支援事業	産業振興部	農政課
農業	農地維持・資源向上支払交付金事業	産業振興部	農政課
農業	用排水路維持管理事業	産業振興部	農政課
農業	用排水路整備事業	産業振興部	農政課
農業	土地改良施設維持事業	産業振興部	農政課
農業	埼玉型ほ場整備事業	産業振興部	農政課
農業	土地改良施設維持管理適正化事業	産業振興部	農政課
農業	農業集落排水事業特別会計運営事業	産業振興部	農政課
国土保全	河川整備事業	都市整備部	河川下水道課
国土保全	雨水排除事業	都市整備部	河川下水道課
国土保全	雨水排除施設建設改良事業	都市整備部	河川下水道課
国土保全	排水施設管理事業	都市整備部	河川下水道課
国土保全	ポンプ施設管理事業	都市整備部	河川下水道課
ライフライン	浄化槽設置促進事業	市民生活部	環境課
ライフライン	汚水処理施設建設改良事業	都市整備部	河川下水道課
ライフライン	浄化槽維持管理事業	市民生活部	環境課
ライフライン	給配水維持管理事業	水道課	水道課
ライフライン	浄配水場施設管理事業	水道課	水道課
教育	施設管理事業(小学校)	教育部	教育総務課
教育	施設管理事業(中学校)	教育部	教育総務課
教育	学校施設整備事業(小学校)	教育部	教育総務課
教育	学校施設整備事業(中学校)	教育部	教育総務課
教育	学校施設修繕事業(小学校)	教育部	教育総務課
教育	学校施設修繕事業(中学校)	教育部	教育総務課
教育	少年消防クラブ運営事業	消防本部	総務課
地域づくり・リスクコミュニケーション	応急手当普及啓発事業	消防本部	警防課
地域づくり・リスクコミュニケーション	防災組織支援育成事業	市民生活部	危機管理課
地域づくり・リスクコミュニケーション	防犯事業	市民生活部	危機管理課
老朽化対策	市有建築物営繕事業	総務部	財政課
老朽化対策	庁舎管理事業	総務部	財政課